

## 「県民の皆様へのお願い」の変更について

県内において、感染が拡大しており、特に紀北地域については、感染者数がこれまで以上に増加しています。

そのため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づいて、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町及び高野町にお住まいの方に対し、不要不急の外出の自粛への協力を要請することといたしました。

また、カラオケ等の大規模な催しによるクラスターの発生等を鑑み、参加を控えるお願いの対象を高齢者のみならず、全ての方といたしました。

併せて、在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を重ねてお願いしております。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

### 追加項目

- ・ 紀北地域にお住まいの方は、不要不急の外出を控える  
（令和3年4月25日まで）
- ・ 高齢者以外も、カラオケ・ダンス等の大規模な催しへの参加を控える

### 特に強くお願いする項目

- ・ 在宅勤務(テレワーク)の積極的に活用する

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部

（危機管理局 073-441-2275）

道・藤戸・平田

（内線 2275）